

北海道告示第10564号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 医療勤務環境改善支援事業</p> <p>医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>次の全ての条件を満たす医療機関の開設者とする。ただし、医師事務作業補助者の配置については、診療所及び別記に掲げる病院（知事が指定又は認定した周産期母子医療センターを配置している病院を除く。）を除く。</p> <p>1 「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき、勤務環境改善計画を策定又は策定に着手していること。</p> <p>2 北海道医療勤</p>	<p>事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するものに限る。）、研修受講に係る負担金（補助者の配置の場合に限る。）</p>	<p>2分の1以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>（申請者が地方公共団体である場合を除く。）</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局 地域医療課</p>		

	務環境改善支援センターと連携して事業を実施すること。							
2 医療機関・住民交流推進事業 地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認めるもの。	次の事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会食代を除く））、役員費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） 1 地域医療を守るための講演会等開催事業 2 地域住民と医療従事者との交流事業 3 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業	2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
3 病床機能分化・連携促進基盤整備事業 病床の機能分化・連携を推進することを目的として行う施設整備や設備整備等に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1)施設整備事業	知事が適当と認める医療機関の開設者とする。 ただし、右欄のウに掲げる施設整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開	ア 病床機能の分化・連携、医療施設等の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等） イ 再編・統合に必要な施設の新築・	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式			

	<p>設者とする。</p>	<p>増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等)</p> <p>※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ウ 次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>※対象地域 札幌市、旭川市、函館市を除く市町村</p>	<p>金その他の収入金の控除等を行う。</p>				
(2)設備整備事業	<p>知事が適当と認める医療機関の開設者とする。</p> <p>ただし、右欄のウに掲げる設備整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開設者とする。</p>	<p>ア 病床機能の分化・連携及び病床の適正化のための残存機能の強化などに必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>イ 再編・統合に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院（診療所）において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>			

		<p>カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>ウ 次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な、医療機器などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>※対象地域 札幌市、旭川市、函館市を除く市町村</p>						
(3)再編統合支援事業	<p>知事が適当と認める医療機関の開設者、地域医療連携推進法人の設置者及び医師会とする。</p> <p>ただし、医師会については右欄のアに掲げる事業に限るものとする。</p> <p>なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携</p>	<p>ア 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料（最長5か年）</p> <p>イ 再編・統合に伴い施設の新築に必要なとする基本設計及び実施設計に要する委託料</p> <p>ウ 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃</p>		<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>			

<p>推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。</p>	<p>棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）</p> <p>エ 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額</p> <p>オ 地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費 （地域医療連携推進法人設立準備期間（最長1か年）を含み最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費（給与費、法定福利費、各種手当等）</li> <li>・地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金</li> <li>・地域医療連携推進法人の設立・運営のために必要な需用費（消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、旅費、備品費</li> </ul> <p>カ 地域医療連携推進法人の体制整備に必要となる次の経費（地域医療連携推進法人設立から最長3か年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費（給与費、法定福利費、各種手当等）</li> <li>・地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費</li> <li>・人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に</li> </ul>
--	--

		資する経費（需用費（消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、旅費、備品費）						
(4)理学療法士等確保事業	知事が適当と認める病院の開設者とする。	理学療法士等の確保に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金）		保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式			
(5)理学療法士等研修事業	知事が適当と認める病院の開設者とする。	理学療法士等の研修等に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費（研修施設謝金）、旅費、需用費（資料代））		保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式			
(6)電子レセプト情報受療動向等分析事業	国立大学法人北海道大学とする。	医療データ分析センター事業実施要領に基づく分析を行うために必要な委託料（システムの改修・保守・管理のための費用）、備品購入費、使用料及び賃借料、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費（通信運搬費）、報酬、その他知事が必要と認めた経費	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			

			入金の控除等を行う。						
4 地域医療情報連携ネットワーク構築事業 医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画に基づき、ICTを活用して切れ目のない医療介護情報連携を行い、継続した質の高い連携を図ること等を目的として、予算の範囲内において補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課			
(1)地域医療情報連携ネットワーク構築事業	市町村又は病院、診療所、助産所、薬局若しくは訪問看護ステーションの開設者、高齢者福祉サービス事業者、医師会その他知事が認める者（ただし、右記のイに係る事業の場合は、市町村、病院の開設者、医師会その他の知事が認める者に限る。）	ア 地域医療情報連携ネットワーク構築事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみの情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる経費を除く。） イ 上記アの経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式				
(2)地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業	市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者	地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業に必要な委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式				

			算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	団体である場合を除く。） 保福第344号様式別に指示する様式				
(3)防災用診療情報バックアップ事業	知事が認める病院の開設者	防災用診療情報バックアップ事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみ情報システムの構築又は現在導入しているシステムの機能の追加や拡充を伴わない更新に係る経費を除く。）	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第33号様式別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式別に指示する様式			
5 遠隔医療促進事業 医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画に基づき、通信技術を活用して、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。				保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1)設備整備事業	知事が認める病院又は診療所の開設者	遠隔医療促進事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む。）	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附					



			金その他の収入金の控除等を行う。					
(2)遠隔相談事業	知事が認める病院又は診療所の開設者	遠隔相談の実施に必要な経費（人件費（給料、職員手当、所得（個人事業主に限る））、需用費（消耗品費、図書等購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料）	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。					
(3)在宅患者遠隔支援事業	所在する在宅医療圏内に在宅療養支援医療機関がない在宅患者に対して訪問診療を行う医療機関又は同一在宅医療圏内において、16kmを超えて訪問診療を行う医療機関	在宅患者遠隔支援事業に必要な委託料、備品購入費（取付工事料を含む。遠隔医療情報通信機器整備事業費補助金で対象となる経費を除く。）	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。					
		在宅患者遠隔支援事業を実施するための学識経験者やコンサルタントなど外部専門家のアドバイザー費用（委託費、報酬、報償費（謝金）、旅費）	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。					

			入金の控除等を行う。					
6 地方・地域センター機能強化事業 地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した地方・地域センター病院の開設者					提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1) 医師等派遣事業		地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費(報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金、報償費、旅費)	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式			
(2) 研修会等開催事業		地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会又は地域医療構想の推進方策検討等医療政策に関する研修会等の開催に必要な経費(報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、図書等購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の2 保福第40号様式の3 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の2 保福第40号様式の3 別に指示する様式			
(3) 設備整備事業		地方・地域センター病院における圏域内における後方医療機関として必要	2分の1以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式			

		な医療機器等（共同利用する高度医療機器又は、研修会で活用する医療機器等）の整備に必要な経費	（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。）	保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
7 小児等在宅医療連携拠点事業 在宅医療を必要とする小児等に必要なサービスが提供され、福祉や教育なども連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築することを目的として実施する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	医療機関、指定訪問看護事業者、医師会、市町村、福祉サービス等を実施している法人	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
8 専門研修受入促進事業 道内の医師不足地域における安定的な医師確保を図るため、道立病院をモデルとして実施する専門研修受入促進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	北海道道立病院局	専門研修受入促進事業として、北海道道立病院局において事業実施される下記事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償等、旅費、需用費（消耗備品、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料、負担金）。 （1）南檜山圏域周産期環境研究事業 （2）循環呼吸医療再生フロンティア事業	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
9 小児救急医療支援事業 初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との	北海道（北海道病院事業会計）、市町村	小児救急医療支援事業に必要な次に掲げる経費 （1）北海道（北海道病院事業会計）	3分の2以内 （寄附金その	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		

<p>円滑な連携体制の下に、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>及び市町村が行う事業に要する給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金に限る。） (2) 病院の開設者が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費</p>	<p>他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第45号様式 保福第47号様式 保福第48号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第48号様式 保福第49号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>10 小児救命救急医療体制整備支援事業 小児の重症・重篤救急患者の医療を確保することを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者</p>	<p>小児救命救急医療体制整備支援事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）報償費（医師雇上謝金）</p>	<p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第412号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>11 休日夜間診療確保対策事業 休日又は夜間における地域住民に対する救急医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道医師会</p>	<p>一般社団法人北海道医師会が休日又は夜間の在宅当番医制事業を行う郡市医師会に対し当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費（当番制により休日又は夜間の診療体制を確保した医療機関の運営に要する経費に対する補助に要する経費に限る。）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>12 救急医療体制確保事業（救急医療対策費） 本道における救急医療体制の確保と円滑な運用を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道医師会</p>	<p>一般社団法人北海道医師会が行う救急医療体制の確保事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 救急医療対策事業運営費 (2) 地方救急医療体制確立費 (3) 災害救急医療体制確立費</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>13 救急勤務医・産科医等</p>			<p>3分の1以内</p>			<p>提出部数 1部</p>		

<p>確保支援事業</p> <p>過酷な勤務状態にある医師の処遇改善や、産科医等の確保及び将来の産科医療等を担う医師の育成を図るため、医療機関等が医師等に支給する救急勤務医手当や分娩手当研修医手当、新生児医療担当医手当に対して、予算の範囲内で交付する。</p>			<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>			<p>提出期限 別に指示 する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1) 救急勤務医手当支援事業</p>	<p>北海道医療計画等に基づき、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた医療機関の開設者が整備、運営する第二次救急医療機関（北海道医療計画第10章別表10に掲載されている病院群輪番制参加病院・診療所及びその他の救急病院・救急診療所、並びに別表9に掲載されている精神科救急医療体制整備事業指定医療機関のうち輪番病院）総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで知事が適当と認める者</p>	<p>休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 平成21年4月以降に既存の宿日直手当等を廃止して、新たに救急勤務医手当制度を創設した場合は、既存の手当の単価を超える部分</p> <p>2 既存の救急勤務医手当（平成20年度以前に創設され支給されていたもの）については、平成21年4月以降に増額した場合にのみ、その増額部分</p>		<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が道及び市町村である場合を除く。) 保福第304号様式 保福第305号様式 保福第306号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第305号様式 保福第307号様式 保福第308号様式 別に指示する様式</p>			

(2) 産科医等確保支援事業	北海道（北海道病院事業会計） 市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財団済生会 北海道厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人北海道社会事業協会 独立行政法人地域医療機能推進機構 医療法人 学校法人 社会福祉法人 医療生協 その他知事が認める者			保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が道及び市町村である場合を除く。） 保福第283号様式 保福第284号様式 別に指示する様式				
ア 分娩手当支援事業		分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当			保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第287号様式 別に指示する様式			
イ 研修医手当支援事業		臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当			保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第288号様式 別に指示する様式			
ウ 新生児医療担当		NICUにおいて新生児を担当する			保福第1の2号様式			

	医手当支援事業		医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当			保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第286号様式 別に指示する様式		
14	産科医・小児科医養成支援特別対策事業 道内の医学生及び初期臨床研修医が産科又は小児科を志望するために、道内医育大学が行う取組を支援し、将来の産科医及び小児科医の安定的な養成につながる環境整備を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	北海道公立大学 法人札幌医科大学、国立大学法人北海道大学、国立大学法人旭川医科大学	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 報償費（謝金） (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費を除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 負担金	10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課	
15	災害医療体制確保事業 本道における災害医療体制の確保と円滑な運用を図るため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	研修事業費 （災害医療従事者研修に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費（茶菓弁当代に限る）を含む）、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課	
16	地域医療対策支援事業 本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道地域医療振興財団	ドクターバンク推進事業に必要な次に掲げる経費 (1) 給料（職員手当等を含む。） (2) 福利厚生費 (3) 旅費 (4) 需用費（食糧費を除く。） (5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料	10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課	

		(8) 備品購入費（取付工事料を含む。） (9) 負担金	入金の控除等 を行う。）					
17 緊急臨時的医師派遣事業 補助対象者が実施する緊急臨時的な医師派遣調整事業に助成することにより、医師不足が深刻な地域の医療を確保することを目的として、予算の範囲内で補助する。	特定非営利活動法人北海道病院協会	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 給与費 (2) 賃金 (3) 共済費 (4) 旅費 (5) 需用費 (6) 役務費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) 報償費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
18 医師就労支援事業 子育て中等の医師の道内での就業確保を図るため、利用可能な勤務形態や支援制度など、相談や取組を整備し、働きやすい職場環境づくりを総合的に推進することにより医師を安定的に確保することを目的とし、予算の範囲内で補助する。	道内医育大学、一般社団法人北海道医師会、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会又はその他知事が適当と認める者	就労サポートに必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第439号様式 保福第440号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第439号様式 保福第440号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
		勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの）	2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附					



			金その他の収入金の控除等を行う。)					
19 総合診療医人材確保・養成事業 医学生等及び道内医療機関の専門研修プログラムにより専門医を目指す専攻医を対象に、総合診療医に対する理解を深めるため、地域で必要とされる総合診療医についての講演会・研修会の開催や施設見学の実施により、幅広い診療に対応できる総合診療医を目指す人材を確保・養成することを目的として、予算の範囲内で補助する。	日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部	医学生等及び専攻医を対象とした講演会・研修会の開催や施設見学の実施に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料	10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
20 覚せい剤乱用防止啓発事業 北海道薬物乱用防止指導員及び関係団体が組織する北海道薬物乱用防止指導員連合協議会が、地域社会において行う覚せい剤等薬物乱用防止啓発活動事業等に対して、補助金を交付することにより、組織的、効果的な活動の推進を図り、もって、覚せい剤等薬物乱用禍の根絶を期することを目的とする。	北海道薬物乱用防止指導員連合協議会	事業に要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	定額	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課		

<p>21 臓器移植体制運営事業 指定HLA検査センターとして組織適合性検査を実施することにより、臓器移植の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>札幌市</p>	<p>指定HLA検査センターとして行う検査機器の整備や臨床検査技師の配置並びに臓器移植希望者及び提供臓器の組織適合性検査及びその検査結果の管理に必要な次の経費。 (1) 人件費 (2) 維持管理費 (3) 組織型等検査費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>22 栄養改善普及事業 栄養士の技術の向上と道民の健康、福祉の増進に寄与すること及び調理師の技術の向上と道民の健康、食生活の向上を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>公益社団法人北海道栄養士会一般社団法人北海道全調理師会</p>	<p>栄養士、調理師及び道民に対して行う研修事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役員費、使用料及び賃借料に限る。)</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>23 原爆被爆者対策事業 道内の原爆被爆者の健康診断・不安をなくすための諸活動及び原水爆事情に関する啓蒙・広報活動を行うため予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道被爆者協会</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>(1) 原爆被爆者対策事業</p>		<p>一般社団法人北海道被爆者協会が行う、道内の原爆被爆者の健康指導等の諸活動に要する費用のうち、次に掲げるもの。(事業実施に係る光熱費・消耗品費・清掃費等の維持管理費を含</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、</p>					

		<p>む。他の補助金の対象となるものは除く。)</p> <p>事業費</p> <p>(1) 日常相談事業費</p> <p>(2) 地方相談事業費</p> <p>(3) 講習、研修事業費</p> <p>(4) 啓発、広報事業費</p> <p>(5) 精密検査事業費</p> <p>(6) 会館説明員経費</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
(2) 原爆死没者慰霊等事業		<p>一般社団法人北海道被爆者協会が、原爆死没者慰霊等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、慰霊式典に要する経費</p>	<p>4分の3以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
24 歯科技工士研修事業 聴覚障害のある歯科技工士の技術の向上及び歯科技工士の資質の向上を図り、道民への良質な歯科技工物を提供することを目的とし、もって道民の健康保持及び増進を図るため、予算の範囲内において交付する。	公益社団法人北海道歯科技工士会	<p>公益社団法人北海道歯科技工士会が行う歯科技工士研修事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) 卒後研修事業費</p> <p>(2) 専門研修事業費</p> <p>ただし、報償費、旅費、需要費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料に限る。</p>	10分の10以内	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の14号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の29号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
25 心身障がい者(児)歯科診療事業費補助金 心身障がい者(児)の歯科診療を促進するた	釧路市、日本赤十字社北海道支部及び次の各郡市区歯科医師会が運営	<p>(1) 釧路市及び日本赤十字社北海道支部が実施する心身障がい者(児)歯科診療事業に要する経費</p> <p>(2) 郡市区歯科医師会が実施する心身</p>	<p>(1) にあつては、3分の1以内</p> <p>(2) にあつて</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の14号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の29号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部</p>		

<p>め、歯科保健センターで 行う心身障がい者（児） 歯科診療事業に対し、予 算の範囲内において交付 する。</p>	<p>する歯科保健セン ターに対し補助す る一般社団法人北 海道歯科医師会と する。 (1) 一般社団法人 札幌歯科医師会 (2) 一般社団法人 旭川歯科医師会 (3) 一般社団法人 十勝歯科医師会 (4) 一般社団法人 函館歯科医師会</p>	<p>障がい者（児）歯科診療事業に対し 一般社団法人北海道歯科医師会が行 う補助事業に要する経費</p>	<p>は、10分の10 以内</p>	<p>保福第1の32号様式 （申請者が市である 場合を除く。） 別に指示する様式</p>		<p>健康安全局 地域保健課</p>		
<p>26 難病センター運営費補 助金 難病患者とその家族に 対し日常生活や医療上の 相談・支援等の機能を持 つ、北海道難病センター の管理・運営に要する経 費に対し、予算の範囲内 で補助する。</p>	<p>一般財団法人北 海道難病連</p>	<p>一般財団法人北海道難病連が行う難 病センター運営事業に要する経費のう ち、次に掲げるもので知事が必要かつ 適当と認めるもの 事業費 (1) 必要な知識・経験を有する難病 相談員の配置経費（4名分（事務 局職員2名、難病相談員2名）の 経費に限る。） (2) 各種相談、地域交流会等の活動、 就労に係る支援、講演・研修会の 開催、その他センターの維持運営 に必要と認められる経費</p>	<p>10分の10以内  (寄附金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額 の算定に当たり、当該寄附 金その他の収入金の控除等 を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>27 北海道難病連補助金 北海道内の難病各団体 の活動を支援し、難病患 者やその家族に対する相 談、援助を行うとともに、 難病の正しい知識の普及 啓発を図るために要する 経費に対し、予算の範囲 内で補助する。</p>	<p>一般財団法人北 海道難病連</p>	<p>一般財団法人北海道難病連が行う難 病患者やその家族に対する相談・援助 事業及び難病の正しい知識の普及啓発 を図る事業に要する経費で、知事が必 要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内  (寄附金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額 の算定に当たり、当該寄附 金その他の収</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		

			入金の控除等を行う。)						
28 北海道難病連補助金 (難病療育指導事業) 一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が実施する「患者の療養指導や機関誌の発行などを通じて正しい知識の普及啓発を行う経費」に対し、予算の範囲内で補助を行い、もって本道における難病対策の継続的な普及啓発体制の確保を図るものである。	一般財団法人北海道難病連	一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が行う難病療育指導事業に係る経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課			
29 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村(指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く)	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に必要な経費(需用費(消耗品費)、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、補助金に限る。)	2分の1以内 (市及び福祉事務所を設置している町村)  4分の3以内 (福祉事務所を設置していない町村)  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第244号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第244号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課			

			入金の控除等を行う。)					
30 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 人工腎臓装置不足地域に人工腎臓装置を整備し、透析医療の地域格差の解消を図り、もって医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道知事が適当と認める者	人工腎臓装置購入費	3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。)
31 医療機関オンライン化支援事業 医療機関に対して、臨床調査個人票の電子化等の環境整備費を支給することにより、臨床調査個人票に係るオンライン登録の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道知事が認める難病指定医等が勤務する医療機関	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		
32 救急医療体制確保事業 休日又は夜間における救急患者への医療体制の確保とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。	一般社団法人北海道歯科医師会	1 救急医療に関する研修会等の開催及び調査検討事業の実施に要する経費 2 夜間診療未実施地域の体制確立及び複数実施体制の促進に要する経費ただし、報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料に限る。	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		

<p>33 休日夜間診療確保対策事業費補助金 休日又は夜間における地域住民に対する救急歯科医療提供体制を確保するため、一般社団法人北海道歯科医師会が行う郡市区歯科医師会の休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に対し、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>	<p>各郡市区歯科医師会の医療機関が行う休日夜間歯科診療事業の運営経費を一部負担する事業に要する経費。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>34 在宅歯科医療連携室整備事業 在宅歯科医療の推進とその円滑な運営に向けた基盤整備を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>	<p>在宅歯科医療の推進に資する在宅歯科医療連携室の運営（研修事業含む。）に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定の額の算出に当たり、当該寄附金その他の収入の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に定める様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>35 予防接種健康被害救済措置事業 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種に起因する健康被害者及び「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」（平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知）に基づく健康被害者の救済を図るため、予算</p>	<p>市町村</p>	<p>1 ポリオ生ワクチンの定期接種から2次感染したことによる医療費、医療手当、特別手当、死亡一時金、葬祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等 2 予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第56号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

の範囲内で交付する。								
<p>36 結核予防事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断の実施を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）又は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条で定める施設の設置者（指定都市及び中核市の区域外に所在する学校又は施設の設置者に限るものとし、国及び市町村を除く。）</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による定期の健康診断に必要な経費のうち次に掲げるもの。 報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費</p>	<p>3分の2以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第54号様式 保福第55号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>37 北海道風しん抗体検査事業 妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する次に掲げる者であつて、令和6年3月11日から令和7年3月10日まで、医療機関において風しん抗体検査を受検した者とする。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防</p>	<p>風しん抗体検査に要した費用</p>	<p>補助率は10分の10以内とし、一人につき6,750円を限度として補助する。</p>	<p>風しん抗体検査に係る領収書又は領収証明書等のこれに代わる書類 住所地及び同居の状況が確認できる書類の写し 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し（補助対象者（2）または（3）の場合のみ） 妊婦の風しん抗体価が低いことがわか</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 令和7年3月10日 提出先 保健福祉部感染症対策局感染症対策課</p>		<p>実績報告は要しない。 なお、書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること。</p>



	<p>接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者を除くものとする。</p> <p>(1) 妊娠を希望する出産経験のない女性</p> <p>(2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者。以下同じ。）</p> <p>(4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者</p> <p>(5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者</p>			<p>る書類の写し（補助対象者（4）または（5）の場合のみ）</p>				
<p>38 食品衛生強化対策費補助金</p> <p>複雑多様化する食環境に対応し、食品衛生意識の向上を図り、自主的な食品衛生管理を推進するとともに、消費者に対し、</p>	<p>公益社団法人北海道食品衛生協会</p>	<p>公益社団法人北海道食品衛生協会が行う食品衛生強化対策事業のうち、次の経費に限る。</p> <p>報償費（謝金及び副賞用楯代等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、筆耕翻訳</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		

正しい食品衛生知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で交付する。		料、手数料及び保険料等)、使用料及び賃借料、備品購入費						
39 公衆浴場設備整備費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆衛生上必要な公衆浴場を確保し、さらに公衆浴場の衛生水準の向上と省エネルギーの推進を図るため、予算の範囲内において交付する。	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の営業設備の改善に係る軽費を補助する事業における当該補助に要する経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課		
40 公衆浴場経営安定対策事業費補助金 公衆浴場の経営安定を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資するため、予算の範囲内で補助する。	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、公衆浴場経営安定対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 職員給与 (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費を除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課		
41 公衆浴場確保対策事業費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、将来とも必要とされる公衆浴場の廃業を防止し、必要な公衆浴場の確保を図るため、予算の範囲内において交付する。	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の経営に係る経費を補助する事業における当該補助に要する経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課		

<p>42 公衆浴場利用促進事業費補助金</p> <p>公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆浴場利用促進事業（敬老入浴事業や家族エコ銭湯事業）を実施することにより、入浴と交流の機会を提供し、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、敬老入浴事業及び家族エコ銭湯事業への道内の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による浴場業の許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の指定を受けている公衆浴場（市町村営の施設を除く））の参加を推進することにより、健康保持や入浴需要の喚起を通じた浴場経営の安定化を図るための事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費（謝金等）</li> </ul>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		
<p>43 生活衛生営業活性化等対策事業費補助金</p> <p>生活衛生関係営業の経営の活性化を通じて衛生水準及び地域福祉の向上を図り、合わせて利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター</p>	<p>公益財団法人北海道生活衛生営業指導センターが実施する生活衛生営業活性化等対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)報償費（謝金等）</li> <li>(2)旅費（交通費、日当、宿泊費等）</li> <li>(3)需用費（消耗品費及び印刷製本費等）</li> <li>(4)役務費（通信運搬費、広告料及び手数料等）</li> <li>(5)使用料及び賃借料（会場借上料）、リース料等）</li> </ol>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		
<p>44 北海道社会福祉協議会運営事業費補助金</p> <p>民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、もって社会福祉の向上に寄与することを目的として、</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>北海道社会福祉協議会運営事業に要する経費のうち次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務費（本部、地区事務所）</li> <li>地域福祉推進総合事業に必要な次に掲げる経費</li> <li>給料、職員手当等、共済費、報償費、</li> </ul>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局 地域福祉課</p>		

<p>予算の範囲内で補助する。</p>		<p>旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p>						
<p>45 北海道民生委員児童委員連盟運営事業 地域に密着した活動基盤をもつ民生委員児童委員の活動の活性化と連携の強化を図り、地域福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟</p>	<p>地域福祉活動事業費及び活動推進費</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>46 地域福祉生活支援センター運営事業費補助金 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行い、その者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>地域福祉生活支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>10分の10以内  （寄附金その他収入金がある時は、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>47 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 国民年金制度上、公的</p>	<p>市町村</p>	<p>外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業実施要綱に基づき、市町村が在日外国人高齢者・障害者に対し支給す</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p>	<p>保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第89号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>		

年金の受給要件を満たすことができない在日外国人高齢者・障害者が地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。		る福祉給付金とする。		保福第89号様式 別に指示する様式	別に指示する様式	提出先 保健福祉部 福祉局地域 福祉課		
48 北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金 災害発生時のボランティア活動が迅速かつ円滑に展開されるよう、ボランティア体制の基盤を整備するとともに、地域における福祉コミュニティの形成や被災者支援体制の充実強化を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	北海道社会福祉協議会が北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業を行うために必要な次に掲げる経費報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第451号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第451号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域 福祉課		
49 北海道連合遺族会運営事業費補助金 戦没者遺族相互の親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り、戦没者遺族の福祉を増進するため、予算の範囲内で補助する。	一般財団法人北海道連合遺族会	北海道連合遺族会運営事業のうち、次に掲げる事業に要する経費。ただし、食糧費を除く。 (1) 大会（遺族大会）事業 (2) 英霊顕彰事業 (3) 老人福祉事業 (4) 啓発普及事業（ただし、会報発行費を除く。） (5) 表彰事業	定額	保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 （大会事業を行う場合に限る。） 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 （大会事業を行う場合に限る。） 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域 福祉課		
50 令和6年度(2024年度)北海道市町村援護事務交付金 戦没者等の遺族に対す	援護事務を行う市町村	援護事務を行うために必要な次に掲げる経費に限る。 (1) 報酬 (2) 共済費	10/10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

<p>る特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金等に係る事務に要する経費に対し、予算の範囲内で交付することで、市町村における事務処理の円滑化を図ることを目的とする。</p>		<p>(3) 報償費 (4) 旅費 (5) 需用費（消耗品費、印刷製本費等） (6) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料等） (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料</p>	<p>あるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>福祉局地域福祉課</p>		
<p>51 福祉サービス運営適正化委員会運営事業費補助金 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、もって福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>福祉サービス運営適正化委員会運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課</p>		
<p>52 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における令和6年度退職手当金の支給に要する経費について、予算の範</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構</p>	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設等の職員に対する退職手当金の支給に要する経費</p>	<p>10分の10以内 （寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別紙様式1</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別紙様式2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課</p>		

<p>圏内で補助する。</p>								
<p>53 老人福祉施設等整備事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく公的介護施設等の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>1 本体整備費 施設整備（知事が必要と認めた設備整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>2 解体撤去費 解体撤去に必要な工事費及び工事請負費</p>	<p>定額 ただし、大規模修繕は3/4 補助金の交付額算定に当たり用いる総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）及び移行時特別積立預金（平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第1の3の(1)に定める「移行時特別積立預金」の額をいう。）の控除を行う。</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

(1) 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定による特別養護老人ホーム（定員30名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。）	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)、社会福祉法人							
(2) (1)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。）	市町村、社会福祉法人							
(3) 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定による養護老人ホームの整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。）	市町村、社会福祉法人							
(4) (3)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人							
(5) 老人福祉法第15条第5項の規定による軽費老人ホーム（指定特定	市町村、社会福祉法人その他知事が認めた者							



施設入居者生活介護事業を行うもので、定員30名以上のものに限る。)の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)								
(6) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(7) (6)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備(札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(8) 介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定による介護医療院(定員30名以上のものに限る。)の整備	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
(9) (8)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
54 生活福祉資金貸付事業費補助金(事業推進費)	社会福祉法人北海道社会福祉協議	(1) 生活福祉資金貸付事業に必要な次に掲げる経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す		

<p>低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。</p>	<p>会</p>	<p>北海道社会福祉協議会の職員の給与に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給した職員俸給、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに北海道社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に支給した旅費及び貸付事務の運営に要する諸謝金及び庁費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費（会食に係る経費を除く。）及び賃金）、委託料、負担金</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>	<p>る日 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>	
<p>55 身体障がい者福祉総合推進事業 身体障がい者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 1 身体障がい者自立・社会参加促進活動 2 身体障がい者福祉周知・啓発活動 3 身体障がい者福祉情報交換活動</p>	<p>一般社団法人北海道身体障害者福祉協会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金）</p>	<p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>	

<p>56 肢体不自由児者福祉推進事業</p> <p>肢体不自由児者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の向上を図るため、公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) 肢体不自由児者自立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加促進活動</li> <li>ア 療育事業</li> <li>イ 在宅対策事業</li> </ul> <p>(2) 肢体不自由児者施設職員研修活動</p> <p>(3) 肢体不自由児者福祉周知・啓発活動</p> <p>(4) 肢体不自由児者情報交換等活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域活動事業</li> <li>イ 全国大会参加助成事業</li> </ul>	<p>公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等）</p>	<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>57 聴覚障がい者福祉推進事業</p> <p>聴覚障がい者及び言語機能障がい者の福祉の向上を図るため、公益社団法人北海道ろうあ連盟が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>全道ろうあ者大会開催事業、全道ろうあ者夏季体育大会開催事業、リーダー育成研修会開催事</p>	<p>公益社団法人北海道ろうあ連盟</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等）</p>	<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		

業、北通研集会開催事業、青年活動推進事業、女性活動推進事業、高齢活動推進事業、地域活動推進事業、組織活動推進事業、福祉労働活動推進事業、情報コミュニケーション活動推進事業、社会啓発活動推進事業、文化活動推進事業、教育文化活動推進事業、スポーツ活動推進事業								
58 視覚障がい者福祉推進事業 視覚障がいの自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 全国大会派遣事業、スポーツ振興事業、全道福祉研修大会事業、全道福祉代表者大会事業、委員会開催事業、協議会活動事業、情報文化事業	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金	定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
59 知的障がい児者福祉推進事業 知的障がい児（者）の自立と社会参加に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、一般社団法人北海道手をつ	一般社団法人北海道手をつなぐ育成会	事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等）	定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		

<p>なぐ育成会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1) 社会啓発事業  (2) 自立支援たのしくくらす研修事業  (3) 活性化対策事業  (4) 全道大会事業  (5) 研修事業  (6) 組織強化事業</p>			<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>60 中途視覚障がい者社会適応推進事業  中途視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、北海道盲導犬協会が行う短期入所訓練事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道盲導犬協会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費）</p>	<p>定額  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式  保福第1の16号様式  保福第1の18号様式  保福第1の20号様式  保福第1の32号様式  別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式  保福第1の30号様式  保福第1の31号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限 別に指示する日  提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>61 知的障がい者援護促進事業  地域で障がい者を率先して用している企業等の有する知識や経験及び人材資源を有効活用し知的障がい者の就労促進と社会的自立を図ることを目的として、一般社団法人北海道障がい者職親連合会が実施する次の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。  職場開拓促進事業、調</p>	<p>一般社団法人北海道障がい者職親連合会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式  保福第1の16号様式  保福第1の18号様式  保福第1の20号様式  保福第1の32号様式  別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式  保福第1の30号様式  保福第1の31号様式  別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部  提出期限 別に指示する日  提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		

査研究事業、就労支援推進事業、就労対策実践事業									
62 障がい者社会参加推進センター運営事業 障がい者の社会参加促進施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進するため、障がい者社会参加推進センターの運営費に対し、予算の範囲内で補助する。 社会参加促進活動、情報収集・提供等活動、社会参加推進協議会設置・運営、その他センターの効果的運営に必要な活動	一般社団法人北海道身体障害者福祉協会	障がい者社会参加推進センターの運営に要する経費（報酬、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課			
63 障がい者ITサポートセンター設置事業 障がい者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、総合的な支援をするために障がい者ITサポートセンターを設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	障がい者ITサポートセンターの設置に要する経費（報酬、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課			
64 手話通訳者設置事業 聴覚障がい者等の家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円	公益社団法人北海道ろうあ連盟	手話通訳者の設置に要する経費（報酬、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部			

滑に行くため、手話通訳者を各総合振興局（振興局）に設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する			あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式 別に指示する様式		福祉局障がい者保健福祉課		
65 精神保健啓発事業費補助金 精神障がい者の福祉の向上を図るため、北海道精神障害者家族連合会が行う大会開催事業、普及啓発事業、研修事業等の事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道精神障害者家族連合会	当該事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に係る経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（事務所等借上料を除く。）、備品購入費、負担金等）	定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
66 視覚障がい者情報提供施設運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視覚障がい者情報提供施設の運営費を助成することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社北海道支部 社会福祉法人ほくてん	点字図書館の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
67 聴覚障がい者情報提供施設運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく聴覚障害者情報提	公益社団法人北海道ろうあ連盟	聴覚障がい者情報提供施設の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		

<p>供施設の運営費を助成することにより、聴覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>及び修繕費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等)</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式</p>		<p>い者保健福祉課</p>		
<p>68 北海道身体障害者補助犬育成事業 身体障害者補助犬育成事業身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労や日常生活等に伴って身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。)の貸与を行う場合に、当該身体障害者補助犬の育成に要した経費を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練事業、同法第4条の2第12項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体</p>	<p>道内に居住する身体障がい者に貸与した身体障害者補助犬の頭数に応じ、当該補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。)に直接必要な経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、改造費、燃料費、飼料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費等)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>69 地域精神医療確保対策事業費補助金 基幹精神科病院が精神科医師の確保が困難な医療機関に対し医師等の派遣を行うことにより、地域の精神科医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>基幹精神科病院(精神科医等をクリニックに派遣する精神科病院)</p>	<p>精神科医等の派遣に必要な経費(報酬、職員給与費、法定福利費、賃金及び報償費)</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>70 障がい児等自立支援研修事業</p>	<p>公益財団法人北海道肢体不自由児</p>	<p>事業実施に必要な謝金、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		



<p>障がい児（者）及び家族が日常生活において適切な配慮・工夫を行う能力を獲得するとともに、地域住民とともに自ら地域社会を構築していく能力を高めるため、障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業及び重症心身障がいの理解の促進や看護の知識等に関する研修事業に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>者福祉連合協会、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会、公益財団法人日本重症心身障害福祉協会北海道ブロック看護部長会</p>	<p>（通信運搬費）、使用料及び賃借料</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>71 公的精神科病院等運営費補助金 精神医療を担う公的病院に対し運営費を補助し地域の精神医療の確保を図る。</p>	<p>地域センター病院の指定を受け、精神病床を有しており、令和2年度までの当該補助金による措置後も引き続き欠損額が生じている公的病院（倶知安厚生病院、帯広厚生病院及び伊達赤十字病院）の設置主体とする。</p>	<p>精神医療に係る令和5年度（2023年度）欠損額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>
<p>72 軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームを利用する低所得者の利用料を減免するため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>社会福祉法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2</p>	<p>軽費老人ホームを利用する低所得者の利用料減免に必要な経費のうち、次に掲げるもの 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等に充当する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第108号様式 保福第109号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第108号様式 保福第110号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

	項の規定により知事の許可を受けた法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）							
73 療養病床転換支援費補助金 療養病床の再編成に伴う医療療養病床の老人保健施設への円滑な転換を図るため、予算の範囲内で補助する。	1 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人 2 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。） 3 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者	医療療養病床からの転換に伴う、次の施設の整備に必要な経費。 1 介護医療院 2 ケアハウス 3 介護老人保健施設 4 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であることのもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。） 5 特別養護老人ホーム 6 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室 7 認知症高齢者グループホーム 8 小規模多機能型居宅介護事業所 9 看護小規模多機能型居宅介護事業所 10 生活支援ハウス（離島振興法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に基づくものに限る。） 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅	定額  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式	保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
74 介護老人保健施設整備資金利子補給事業 介護老人保健施設の安	平成16年4月1日現在において道内に介護老人保健	介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金（認知症専門棟を設置するための増改築を含	平成8年3月31日以前の契約締結分に	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第111号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		

<p>定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）</p>	<p>む。)に対する独立行政法人福祉医療機構又は年金資金運用資金から借り入れた資金に係る令和6年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円（日常生活に支障のきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行うものとして知事に届出を行っている施設については、3億円）を超える場合は、その超えた額に相当する支払利子を除く。</p>	<p>については、借入利率から開設者負担率(4.05パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額とする。</p> <p>平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(3.4パーセント)相当分を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額。</p> <p>平成10年4月1日から平成16年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(1.7パーセント)相当分を減じた利率(1.5パー</p>	<p>保福第1の32号様式 保福第111号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>	
-------------------------------	--	---	--	--	-----------------	----------------------------------	--

			セントを上限とする。)によって算出した額。					
75 明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野においてそれまで培ってきた豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう、高齢者、青壮年、女性等社会の各層における高齢者観についての意識改革を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践する事業を展開し、明るく活力ある長寿社会づくりの振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費（職員俸給、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、諸謝金、旅費交通費、事務消耗品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、賃借料、業務委託費、助成金、負担金）	10分の10以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
76 介護給付適正化推進事業 この補助金は、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、道が定めた「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の別添「介護給	北海道国民健康保険団体連合会	保険者の取組を支援するため、北海道国民健康保険団体連合会が実施する介護給付適正化事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	10分の10以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		

<p>付の適正化の推進について」に基づき保険者が実施する介護給付適正化事業の推進を図るとともに、これを支援する北海道国民健康保険団体連合会の取組に対して補助を行い、介護給付適正化のより一層の推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。</p>								
<p>77 登録研修機関初度経費支援事業 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者等への対応強化及び介護職員のキャリアアップ等に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第13条の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施機関として、新たに登録を受けようとする者であつて、同法に規定する登録基準を満たしている者 広く受講者を募集し、札幌市以外の地域に居住する者が受講しやすい体制を整備し、受け入れを行うこと。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく喀痰吸引等研修を実施するために必要な備品購入費及び需用費（備品に附随するもの及び研修の開催に必要な消耗品費に限る。）</p>	<p>10分の10以内（1機関につき100万円を上限とする。）  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の6号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の6号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		
<p>78 老人クラブ活動支援事業費補助金 老人クラブ活動事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図</p>	<p>一般財団法人北海道老人クラブ連合会</p>	<p>老人クラブ活動事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料）</p>	<p>10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢</p>		

り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、予算の範囲内において補助する。			補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	別に指示する様式		者保健福祉課		
79 北海道認知症疾患医療センター運営事業 認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定する認知症疾患医療センターを設置する医療機関	当該事業に必要な経費（賃金、報酬、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		
80 認知症対策等総合支援事業費補助金 認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症に関する早期の段階からの適切な診断と対応、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	札幌市	当該事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の10以内 （寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第407号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第407号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課		

<p>81 権利擁護人材育成事業費補助金</p> <p>認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材（以下、「権利擁護人材」という。）の育成を総合的に推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1)権利擁護人材養成研修事業</p> <p>(2)権利擁護人材支援体制構築事業</p> <p>(3)権利擁護人材フォローアップ研修事業</p>	<p>市町村</p>	<p>当該事業に必要な経費（賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料）</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第410号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第411号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課を経由すること。</p>
<p>82 令和6年度介護保険苦情処理事業</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険サービスに係る利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、事業者に対する指導・助言を行うことで、介護サービスの質の確保を図る</p>	<p>北海道国民健康保険団体連合会</p>	<p>北海道国民健康保険団体連合会が行う介護保険サービスに係る苦情処理に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費（社会保険料に限る。）、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に要する経費を除く。）、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料に限る。）</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 福祉局高齢者保健福祉課</p>		

ため、予算の範囲内において補助する。								
83 老人クラブ運営費補助金 高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資するために組織されている老人クラブの活動を促進するため、予算の範囲内で補助する。	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)	老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に必要な経費(報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料)に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第94号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第94号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
84 介護サービス利用者負担軽減事業 介護保険制度の円滑な施行に資するため、予算の範囲内で補助する	市町村 一部事務組合 広域連合	1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な経費 (賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費に限る。) 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な経費(賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。) 3 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費(賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。) 4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費(賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	



		・補助及び交付金、扶助費)						
85 社会福祉施設産休等代替職員任用費補助金 社会福祉施設等に勤務する産休又は病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせ、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施体制を確保することを目的として、予算の範囲内において交付する。	幼保連携型認定こども園、保育所（児童福祉法に規定する家庭的保育事業及び認可外保育施設を除く。）へき地保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）又は授産施設（社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設）（以下、総称して「対象施設」という。）のいずれかを設置運営する市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）及び対象施設（札幌市、旭川市及び函館市の区域内に所在する施設を除く。）のいずれかを設置運営する社会福祉法人等	次に掲げる期間に係る産休等代替職員の任用に係る費用 (1) 職員が出産することとなる場合職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から、産後8週間を経過する日までの期間内（出産日が遅れた場合に生じる出産予定日と出産日の間については、期間に含めない。）において、あらかじめ必要となる期間 (2) 職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合職員が休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間	10分の10以内	保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第138号様式 別に指示する様式	保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第139号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

<p>86 保育士等資格取得支援事業費補助金</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格等を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p>				<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合は、除く。) 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p>	<p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設(幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設)及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者(上記対象施設に勤務する保育士資格取得特例制度の対象者)</p>	<p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>2 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p>	<p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設及び札幌市、</p>	<p>幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金が</p>					

	旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（保育士資格取得特例制度の対象者を雇用する施設及び当該制度の対象者）	委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
3 保育所等保育士資格取得支援事業	札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型・幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院又は児童養護施設（公立を除く。））及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務する者）	保育所等保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
4 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設）及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務す	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税	10分の10以内  （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					

		る幼稚園教諭免許取得特例制度の対象者)							
87 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する事業に対して交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、予算の範囲内で交付する。	市町村（指定都市を除く。）	多子世帯の保育料軽減支援事業の実施により基準保育料を無償化するために市町村が負担する保育料	2分の1以内  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第453号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第453号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課		総合振興局長 又は振興局長	
88 北海道母子寡婦福祉連合会運営事業 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、母子福祉センターの運営に対して、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会	北海道母子福祉センターの運営事業の実施に必要な給料（退職金を除く。）、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	定額  (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局子ども家庭支援課			
89 北海道配偶者暴力被害者等支援調査研究事業 民間シェルター等が行う先進的な取組に対する支援の充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第4項に基づき、配偶者暴力被	1 受入体制整備事業 被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充利便性や安全性に配慮した受入施設の改善や居住場所の確保等の環境整備に要する経費 2 専門的・個別的支援事業	10分の10以内  (知事が別に定める額を限度額とする。)	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局子ども家庭支援課			

	<p>害者（その同伴家族を含む。）の一時保護を北海道立女性相談援助センターから委託されている団体</p>	<p>被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用又は派遣、及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業に要する経費</p> <p>3 切れ目ない総合的支援事業 施設退所後においても、支援の切れ目が生じないよう、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など総合的かつ中長期的な支援を行う事業に要する経費</p>						
<p>90 青少年育成推進事業費補助金 家庭、学校、地域社会等を一体化した幅広い道民運動の展開や青少年の社会参加促進を図り本道の次代の担い手である青少年を健全に育成するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道青少年育成協会</p>	<p>青少年育成推進事業費に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めたもの</p> <p>1 青少年育成住民運動促進事業費 青少年育成運動を地域で展開させるため、全道に青少年育成運動推進指導員を設置するとともに、市町村民会議など地域関係者との合同会議や懇話会の開催など、住民の理解を深め、地域ぐるみの運動を促進するために要する経費</p> <p>2 環境づくり実践活動推進事業費 青少年育成活動の推進を道民に呼びかけるための青少年育成大会や青少年育成運動の活性化のための研究協議会を開催するほか、道民家庭の日の普及を図るとともに青少年育成運動に対する理解と関心を高めるため、機関誌、ポスター、リーフレット等各種資料の作成配布やホームページを活用した広報活動、講師の派遣等に要する経費</p> <p>3 青少年社会参加促進事業費 青少年が自立した健全な社会人として成長することを促すため、青少</p>	<p>10分の10以内（知事が別に定める額を限度とする）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども政策局 子ども家庭支援課</p>		

	年の社会参加活動の促進に要する経費						
--	-------------------	--	--	--	--	--	--